

「適正な電力取引についての指針」 新旧対照表

改 定 後	改 定 前
適正な電力取引についての指針 令和5年10月18日 公正取引委員会 経 済 産 業 省	適正な電力取引についての指針 令和5年4月1日 公正取引委員会 経 済 産 業 省
第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成 (略) 第二部 適正な電力取引についての指針 I (略) II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方 1 考え方 (略) (1) 小売電気事業者への卸供給等 ① (略) ② また、<u>区域において一般電気事業者であった発電事業者等（区域において一般電気事業者であった発電事業者及び常時バックアップの契約窓口となる事業者をいう。以下同じ。）</u>が他の小売電気事業者に対して行う常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていないが、電気事業の健全な発達を図る観点から、他の小売電気事業者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧需要：3割程度、低圧需要：1割程度）の常時バックアップが	第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成 (略) 第二部 適正な電力取引についての指針 I (略) II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方 1 考え方 (略) (1) 小売電気事業者への卸供給等 ① (略) ② また、<u>区域において一般電気事業者であった発電事業者が他の小売電気事業者に対して行う常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていない</u>が、電気事業の健全な発達を図る観点から、他の小売電気事業者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧需要：3割程度、低圧需要：1割程度）の常時バックアップが確保されるような配慮を<u>区域において一般電気事業者であった発電事業者が行うことが適当である</u>。この場合、常時バック

改 定 後	改 定 前
確保されるような配慮を<u>区域において一般電気事業者であった発電事業者等が行うことが適当である（注１）</u>。この場合、常時バックアップは、<u>区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、当該発電事業者等及びその関連会社（注２）が支配的な卸供給シェア（注３）を有する一般送配電事業者の供給区域において、他の小売電気事業者に対して行うこととする。</u> なお、区域において一般電気事業者であった発電事業者が、常時バックアップの契約窓口を、<u>親会社等の自己以外の事業者（区域において一般電気事業者であった小売電気事業者を含む。）</u>に設けることは差し支えない。むしろ、区域において一般電気事業者であった発電事業者が分社化して複数の発電事業者になる場合には、常時バックアップの契約手続が複雑になることを防ぐ観点から、分社化された発電事業者のいずれか又は親会社等の自己以外の事業者に、常時バックアップの契約窓口を一本化することが適当である。 また、常時バックアップの価格については、ベース電源代替としての活用に資するよう、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げるよう見直しが行われたところである。電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者があまりに過度に相当の長期間にわたって常時バックアップに依存することは望ましくなく、卸電力取引所など卸電力市場の活性化により、今後は、小売電気事業者が小売供給に必要な電力を十分確保できる環境を整備することが期待されている。ただし、そのためには、例えば卸電力取引所における取引を十分に厚みのあるものにするための環境整備や市場監視が十分になされることなどの条件が整うことが必要となる。 <u>（注１）区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、自己又はグループ内の小売部門との内部取引の条件を他の小売電気事業者に対する卸供給の取引条件に比して有利に取り扱っていないこと及び他の小売電気事業者に対する卸供給の取引条件を自己又はグループ内の小売部門との内部取引の条件に比して不利な条件に設定していないことを、電力・ガス取引監視等委員会が確認した場合においては、当該区域において一般電気事業者であった発電事業者等は他の小売電気事業者に対して常時バックアップを行う必要はない。ただし、常時バックアップを行わないこととした当該発電事業者等が、自己若しくはグループ内の小売部門との内部取引の条件を他の小売電気事業者に対する卸供給の取引条件に比して有利に取り扱っていること又は他の小売電気事業者に対する卸供給の取引条件を自己若しくは</u>	アップは、<u>区域において一般電気事業者であった発電事業者等（定義は下記のとおり）が、当該発電事業者等及びその関連会社（注１）が支配的な卸供給シェア（注２）を有する一般送配電事業者の供給区域において、他の小売電気事業者に対して行うこととする。</u> なお、区域において一般電気事業者であった発電事業者が、常時バックアップの契約窓口を、<u>親会社等の自己以外の事業者（区域において一般電気事業者であった小売電気事業者を含む。以下、常時バックアップの契約窓口となる事業者及び区域において一般電気事業者であった発電事業者を併せて「区域において一般電気事業者であった発電事業者等」という。）</u>に設けることは差し支えない。むしろ、区域において一般電気事業者であった発電事業者が分社化して複数の発電事業者になる場合には、常時バックアップの契約手続が複雑になることを防ぐ観点から、分社化された発電事業者のいずれか又は親会社等の自己以外の事業者に、常時バックアップの契約窓口を一本化することが適当である。 また、常時バックアップの価格については、ベース電源代替としての活用に資するよう、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げるよう見直しが行われたところである。電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者があまりに過度に相当の長期間にわたって常時バックアップに依存することは望ましくなく、卸電力取引所など卸電力市場の活性化により、今後は、小売電気事業者が小売供給に必要な電力を十分確保できる環境を整備することが期待されている。ただし、そのためには、例えば卸電力取引所における取引を十分に厚みのあるものにするための環境整備や市場監視が十分になされることなどの条件が整うことが必要となる。

改 定 後	改 定 前
<u>グループ内の小売部門との内部取引の条件に比して不利な条件に設定していることを電力・ガス取引監視等委員会が確認した場合においては、当該発電事業者等は、常時バックアップが確保されるような配慮を行うことが適当である。</u> (注2) 常時バックアップの供給区域を確定するに当たっては、以下の(a)又は(b)に該当する発電事業者を区域において一般電気事業者であった発電事業者等の関連会社とみなし、支配的な卸供給シェアの有無については、区域において一般電気事業者であった発電事業者等及びその関連会社のシェアの合算で考える。 (a) 区域において一般電気事業者であった発電事業者等(又はその親会社)が他の発電事業者の議決権の3分の1以上を有する場合における当該他の発電事業者 (b) 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、長期の卸供給に関する相対契約を締結している場合における、当該契約の相手方である発電事業者 (注3) 支配的な卸供給シェアは、50パーセント以上が一つの目安となる。 ③～⑤ (略) (2) (略) (3) 卸電力市場の透明性 卸電力取引所における取引及び相対契約を含めた卸電力市場の活性化のためには、市場の健全性と公正性を確保し、市場参加者の信頼を得ることで、市場参加者の増加や取引量の拡大につなげていくことが重要である。一般に、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者は、自己の需要をカバーできる十分な電源を保持していない場合も多く、<u>部分供給</u>に加え、卸電力取引所を通じた電力の調達や発電事業者との相対契約を締結する必要がある。 しかしながら、卸電力市場において相場操縦が行われれば取引価格や市場の流動性に影響を与える可能性があり、また、発電ユニットの停止情報等の卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を一部の電気事業者のみが知る	(注1) 常時バックアップの供給区域を確定するに当たっては、以下の(a)又は(b)に該当する発電事業者を区域において一般電気事業者であった発電事業者等の関連会社とみなし、支配的な卸供給シェアの有無については、区域において一般電気事業者であった発電事業者等及びその関連会社のシェアの合算で考える。 (a) 区域において一般電気事業者であった発電事業者等(又はその親会社)が他の発電事業者の議決権の3分の1以上を有する場合における当該他の発電事業者 (b) 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、長期の卸供給に関する相対契約を締結している場合における、当該契約の相手方である発電事業者 (注2) 支配的な卸供給シェアは、50パーセント以上が一つの目安となる。 ③～⑤ (略) (2) (略) (3) 卸電力市場の透明性 卸電力取引所における取引及び相対契約を含めた卸電力市場の活性化のためには、市場の健全性と公正性を確保し、市場参加者の信頼を得ることで、市場参加者の増加や取引量の拡大につなげていくことが重要である。一般に、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者は、自己の需要をカバーできる十分な電源を保持していない場合も多く、<u>常時バックアップや部分供給</u>に加え、卸電力取引所を通じた電力の調達や発電事業者との相対契約を締結する必要がある。 しかしながら、卸電力市場において相場操縦が行われれば取引価格や市場の流動性に影響を与える可能性があり、また、発電ユニットの停止情報等の卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を一部の電気事業者のみが知る

改 定 後	改 定 前
状況では、市場に対する不信感から新規参入者が参入を断念する事態等につながりかねない。このことから、将来の市場の予見性の向上、市場参加者・需要家の市場に関する理解・信頼性の向上を図ることが望まれる。 そのため、卸電力市場において相場操縦やインサイダー取引を行うこと及び卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を公表しないことは電気事業法上問題となり得ることを明らかにし、また、発電に関する情報を広く公開することを求めていくことによって、卸電力市場の透明性の向上を確保していくことが必要である。 (4)・(5) (略)	状況では、市場に対する不信感から新規参入者が参入を断念する事態等につながりかねない。このことから、将来の市場の予見性の向上、市場参加者・需要家の市場に関する理解・信頼性の向上を図ることが望まれる。 そのため、卸電力市場において相場操縦やインサイダー取引を行うこと及び卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を公表しないことは電気事業法上問題となり得ることを明らかにし、また、発電に関する情報を広く公開することを求めていくことによって、卸電力市場の透明性の向上を確保していくことが必要である。 (4)・(5) (略)
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) 小売電気事業者への卸供給等 ア (略) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ①・② (略) ③ 常時バックアップにおける不当な取扱い 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、常時バックアップに依存せざるを得ない特定の小売電気事業者に対して、例えば、以下の行為を行った場合には、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるこ	2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) 小売電気事業者への卸供給等 ア (略) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ①・② (略) ③ 常時バックアップにおける不当な取扱い <u>常時バックアップは、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者にとって引き続き主要な電源調達手段となっている。また、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が小売電気事業者に供給し得る発電設備の大半を確保し、区域を越えた卸供給が限定的にしか行われておらず、卸電力市場からの調達も十分にできない状況においては、多くの小売電気事業者は、常時バックアップを当該発電事業者等に依存せざるを得ない状況にある。</u> <u>このような状況において、区域において一般電気事業者であった発電事業者等に供給余力が十分にあり、他の小売電気事業者との間では卸供給を行っている一方で、特定の小売電気事業者に対しては常時バックアップを拒否し、正当</u>

改 定 後	改 定 前
とから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。 ○ <u>供給余力が十分にあり、他の小売電気事業者との間では卸供給を行っている一方で、常時バックアップを拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること。</u> ○ <u>同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金（注）を設定すること又はグループ内の小売電気事業者に対する自己の卸供給料金に比べて不当に高い料金を設定すること。</u> （注）常時バックアップ料金の不当性の判断においては、常時バックアップでは発生しない需要家への小売供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる。 （削除） （削除） ④～⑦ （略） （２）～（５） （略） Ⅲ～Ⅴ （略） 附則 本指針の適用	<u>な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定することは、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。</u> ○ <u>特定の小売電気事業者に対して、常時バックアップを拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること。</u> ○ <u>特定の小売電気事業者に対して、同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金（注）を設定したり、グループ内の小売電気事業者に対する自己の卸供給料金に比べて不当に高い料金を設定したりすること。</u> （注）常時バックアップ料金の不当性の判断においては、常時バックアップでは発生しない需要家への小売供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる。 ○ <u>複数の需要家へ小売供給している小売電気事業者に対する常時バックアップについて、当該小売電気事業者が当該常時バックアップ契約を一本化するか別建てにするかを選択できないようにすること。</u> ○ <u>複数の需要家へ小売供給している小売電気事業者に対する常時バックアップについて、当該小売電気事業者が常時バックアップ契約の別建てを求めているにもかかわらず一本化しか認めず、期限付きの需要の終了に伴い契約電力を減少させた場合に当該小売電気事業者に対し違約金・精算金を課すること。</u> ④～⑦ （略） （２）～（５） （略） Ⅲ～Ⅴ （略） 附則 本指針の適用

改 定 後	改 定 前
<u>令和5年10月18日</u>の改定後の本指針は、同日から適用する。 市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置 (略)	<u>令和5年4月1日</u>の改定後の本指針は、同日から適用する。 市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置 (略)